

粗大ごみの出し方

* 町指定ごみ袋に入らない粗大ごみは、『粗大ごみ処理券シール』を貼り、下記の方法で『金物類』の集積所へ出して下さい。

* 『粗大ごみ処理券＝シール』はごみ袋同様、町指定委託店にて販売しております。(店頭カウンターにて、お問合せください。)



処理券見本(1枚 105円税込)

①「金物類の収集日」に出せる粗大ごみ

●金物類のうち、町指定資源ごみ袋に入らない

1個10kg以下のもの＝処理券(シール)を1枚貼る。

(目安:例)



自転車:1台



ストーブ:1台



トタン(長さ2m3枚まで) など

※10kgを超える場合は、②粗大ごみ収集指定日に出してください。

②「粗大ごみ収集指定日」に出せる粗大ごみ

●可燃性・不燃性の粗大ごみを収集します。

●処理券は、重量が10kg増すごとに1枚追加貼付。

(例) タンス10kg以下の場合、処理券1枚。

タンス20kg以下の場合、処理券2枚。



粗大ごみ収集指定日

4月30日(水)・7月30日(水)・10月29日(水)

【注】* トタンや布団などは、バラバラにならないようにヒモなどで縛ってまとめてください。

* 取り除けるガラスは、ビン・ガラス類の収集日に出してください。

* 伐採木・竹については収集しませんので直接クリーンセンター銀河へ搬入してください。

* 引越し等により、一時的に大量にでるごみは、集積所には出せませんので、直接クリーンセンター銀河へ持ち込んでください。

* 下記の品目については、収集及びクリーンセンター銀河での処理ができません。

収集しない(クリーンセンター銀河で処理できない)品目

1: 危険物及びその容器等(ガスボンベ・消火器・バッテリー等) 2: 家屋の改修や補修に伴うもの(建築廃材・ブロック・レンガ等) 3: 家電リサイクル法に定められている品目(エアコン・テレビ・冷蔵庫・冷凍庫・洗濯機・衣類乾燥機) 4: 処理困難物(バイク・自動車・農機具・農業用資材・タイヤ等)

* 高齢者の方や、運転免許及び車両等を所有されていない方で、粗大ごみを集積所やクリーンセンター銀河へ持込できない場合は、収集運搬の相談を受付けていますので、環境水道課(Tel22-3119)まで、ご連絡ください。